

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学ハラスメント防止委員会組織規程

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学・ハラスメント防止委員会規程第6条の規定に基づき、学長（副学長）のもとにハラスメント防止委員会を設置し、委員長1名、及び各職域、大学および短期大学の各学科より学長が指名した委員をもってこれを構成する。

なお、委員長及び委員の指名、委嘱等は学長がこれを行い、任期はそれぞれ4年とする。欠員、任期満了が生じた場合は、改めて学長が補充指名を行い当該年度毎に委員会を組織する。

相談窓口

学生の苦情相談や調査申出は、ハラスメント防止委員、カウンセラー及び全ての教員が窓口になりますが、特にカウンセラーに相談したいときは、カウンセリングルームの開設時間帯を利用してください。すべての相談について個人のプライバシーが守られます。

日時	学科の掲示板で掲示
場所	小倉北区キャンパス図書館1F カウンセリングルームまたは保健室 小倉南区キャンパス1号館1F 学生部